

大阪府行政不服審査会運営要領の改正案について

【改正点】

その 1 部会の設置に伴う規定整備を行う。(第 2 条)

その 2 答申の方法についての規定を新設する。(第 8 条)

【施行日】

平成 31 年 3 月 1 2 日

改正後 (案)	改正前
<p>(部会)</p> <p>第 2 条 審査会に、大阪府行政不服審査会条例(平成28年大阪府条例第 1 号)第 7 条第 1 項の合議体として、第 1 部会、第 2 部会、<u>第 3 部会及び第 4 部会</u>(以下これらを「部会」という。)を置く。</p> <p>2 - 4 (略)</p> <p>第 7 条 (略)</p>	<p>(部会)</p> <p>第 2 条 審査会に、大阪府行政不服審査会条例(平成28年大阪府条例第 1 号)第 7 条第 1 項の合議体として、第 1 部会、第 2 部会<u>及び第 3 部会</u>(以下これらを「部会」という。)を置く。</p> <p>2 - 4 (略)</p> <p>第 7 条 (略)</p>
<p><u>(答申の方法)</u></p> <p>第 8 条 <u>答申は、諮問を受けた審査請求に係る事件の最終の調査審議を行った部会又は審査会が行う。</u></p> <p>2 <u>答申は、審査庁に対し、答申書を交付することにより行う。</u></p>	
<p>第 9 条—第 1 3 条 (略)</p>	<p>第 8 条—第 1 2 条 (略)</p>